

堺市監査委員公表第 42 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条の規定に基づき出資団体監査を執行したので、その結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和 7 年 12 月 22 日

堺市監査委員	伊豆丸	精	二
同	大 林	健	二
同	原	繭	子
同	澤	由	美

監査結果報告

第1 監査の種類

出資団体監査

第2 監査の対象

地方独立行政法人堺市立病院機構

第3 監査の対象期間

令和6年度（令和6年4月1日～令和7年3月31日）

ただし、必要に応じて他年度を含む。

第4 監査の実施期間

令和7年8月1日～令和7年12月22日

第5 団体の概要

1 設立年月日

平成24年4月1日

2 設立目的

地方独立行政法人法に基づき、医療の提供、医療に関する調査及び研究並びに医療に従事する者に対する研修、地域医療の支援等の業務を行うことにより、堺市の医療施策として求められる救急医療及び高度医療等を提供し、医療水準の向上を図り、市民の健康の維持及び増進に寄与することを目的とする。

3 資本金

3億359万2,310円

（本市出資額3億359万2,310円、資本金に対する割合100%）

4 所管部局

健康福祉局 健康部 健康医療政策課

5 役員及び職員数（令和7年3月31日現在）

理事長 1人

副理事長 1人

理事 4人

監事 2人

職員 1,355人（副理事長が院長、理事1人が副院長を兼務）
うち常勤職員1,040人（堺市からの派遣職員2人含む。）、研修医等66人、契約職員148人、その他101人

6 事業状況

地方独立行政法人堺市立病院機構（以下「病院機構」という。）の事業は、次のとおりである。

- (1) 医療を提供すること。
- (2) 医療に関する調査及び研究を行うこと。
- (3) 医療に従事する者に対する研修を行うこと。
- (4) 医療に関する地域への支援を行うこと。
- (5) 人間ドック、健康診断等の予防医療を提供すること。
- (6) (1)から(5)までに掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

7 財政状態及び経営成績

病院機構の令和6年度の貸借対照表及び損益計算書は、別紙参考資料のとおりである。

第6 堺市との関係

堺市（以下「市」という。）は、資本金3億359万2,310円全額を出資している。

病院機構に対する運営費負担金として、令和6年度に15億329万2,000円交付している。

また、病院機構に対する補助金として、令和6年度に堺市救急医療対策事業運営費補助金を1,080万3,000円、堺市延長保育事業補助金を27万6,000円、堺市病児・病後児保育事業補助金を502万1,000円、堺市地域型保育事業運営補助金を45万9,000円交付している。

市からの長期借入金の残高は、116億7,775万6,718円（令和7年3月31日現在）である。

なお、市からの派遣職員は2人（令和7年3月31日現在）である。

第7 監査の項目及び結果

病院機構において事務事業が設立目的(出資目的)に沿って執行されているか、決算諸表等は基礎となる会計帳簿に基づいて適正に作成されているかなどに留意し、出納その他の事務について監査を実施した。

なお、事前調査の一部を監査法人に委託した。

監査の項目及び結果は、以下のとおりである。

1 規程等について

定款及び経理規程等の諸規程は整備されているかについて、関係書類を調査した結果、以下のとおり指摘すべき事項があったので、適切な処理をする必要がある。

(1) 病院機構の規程を確認したところ、以下のものがあった。

ア 会計規程では、財務諸表として作成する書類について規定されているが、地方独立行政法人会計基準で定められている行政コスト計算書及び純資産変動計算書の規定がなかった。

イ 個人情報保護規程において、個人情報の保護に関する法律の条項を引用している条文があるが、引用条項を誤っているものがあった。

ウ 職員給与規程の特例を定める規程について、地方独立行政法人法及び地方独立行政法人堺市立病院機構規程等の制定等に関する規程により、ホームページにより公表しなければならないにもかかわらず、これを行っていなかった。

2 経理について

会計経理は適切になされ、決算諸表等は法令等に準拠し、財政状態及び収支状況を適正に表示しているか、会計帳簿の整備及び記帳は適切か、また、証拠書類の整備及び保存は適切になされているかについて、関係書類を調査した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

3 財産管理について

資金の運用は適切に行われているか、また、財産管理は適切に行われているかについて、関係書類を調査した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

4 事業運営について

出資者としての権利行使は適切に行われているか、出資団体の財政状態及

び収支状況を把握し、適切な指導監督を行っているか、設立目的に沿った事業運営が適切に行われているか、また、委託契約に基づく義務の履行は適切に行われているかについて、関係書類を調査した結果、以下のとおり指摘すべき事項があったので、適切な処理をする必要がある。

- (1) 堺市立総合医療センター医事業務等の基本仕様書では、診療情報管理責任者が診療記録業務責任者を兼務すること並びに統括責任者及び副統括責任者が他の業務場所を兼務することは、禁止されている。また、統括責任者、副統括責任者、診療情報管理責任者、診療報酬請求管理責任者及び各セクションの業務責任者等（以下「業務責任者等」という。）の配置人数等について定められている。

しかし、診療情報管理責任者と診療記録業務責任者について、令和5年6月以降、同一従事者が担当していた。また、統括責任者及び副統括責任者は令和7年2月以降、会計担当部門の業務も兼ねて行うことがあった。加えて、基本仕様書で定められている診療報酬請求管理責任者及び会計担当部門の業務責任者（2名配置することとされている者のうち1名）について、令和7年4月以降それぞれ欠員となっていた。

以上のように、複数の業務責任者等の不適切な配置や欠員が長期間にわたり継続していた。